

令和5年度(2023年度) 学校給食費のご案内

(中学校・義務教育学校後期課程)

《口座登録の手続》

豊中市の学校給食費のお支払いについては口座振替を原則としております。

口座登録がまだの保護者様につきましては、次のとおり早急にお手続きを行ってください。

『豊中市中学校給食実施申込書兼豊中市中学校給食費預金口座振替依頼書』[紫色の表紙が記入例の3枚複写用紙]に所定の内容を記入し、通帳と金融機関への届出印を持参して、用紙の裏面に記載の取扱い金融機関で手続きをお願いいたします。

一度手続きをいただきますと毎年継続されますので、以降手続きは不要です。

※兄弟姉妹がいる場合でも生徒ごとに手続きが必要になります。

※小学校給食で口座登録済でも中学校(義務教育学校後期課程)給食では再度手続きが必要となります。

《学校給食費の単価》

1食あたりの学校給食費は、次のとおりです。

単価	310 円
内訳	パン・米飯 40 円 牛乳 60 円 おかず 210 円

《年間の学校給食費の概算及び口座振替日》

学校給食費は、1食あたりの単価に月ごとの学校給食の実施回数に乗じた金額を算出し、給食実施の翌月27日(銀行休業日の場合は翌営業日)に請求します。(4月分は5月分と合算し6月に、8月分は9月分と合算し10月に請求することになります。)

給食実施月	食数	学校給食費 (単位:円)	口座振替日
4月分	13	4,030	6月27日
5月分	20	6,200	
6月分	22	6,820	7月27日
7月分	12	3,720	8月28日
8月分	4	1,240	10月27日
9月分	20	6,200	
10月分	21	6,510	11月27日
11月分	20	6,200	12月27日
12月分	15	4,650	1月29日
1月分	16	4,960	2月27日
2月分	19	5,890	3月27日
3月分	14	4,340	4月30日
年間合計	196	60,760	

※上記表は概算です。食数及び学校給食費は学校行事などにより増減する場合があります。

《学校給食の中止について》

学校給食については、事前に食材発注などの準備を行うため、風邪などによる急な欠席の場合は、原則として給食を止めることができず、給食費が発生します。

しかし、病気や怪我での入院による、長期（土・日・祝日を含まない連続5日以上）の欠席や食物アレルギーなどにより給食が食べられない等、やむを得ない事情がある場合は、所定の手続きをいただければ、連絡を受けた日の3日後（土・日・祝日は含まない）から学校給食の提供の中止が可能となり、中止した分の給食費は発生しません。

長期で給食を中止される場合は、様式『学校給食中止依頼書』に必要事項をご記入のうえ、学校へご提出いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、季節性インフルエンザや令和5年5月8日以降に感染症法の分類が第5類へ引き下げられた後の新型コロナウイルス感染症については、給食が中止できる基準である土・日・祝日を含まない連続5日以上が発症時点で未確定であるため、『学校給食中止依頼書』による給食中止の手続の対象外となり給食を中止できませんので、ご了承ください。

《アレルギーなどにより学校給食を中止する場合》

アレルギーなどにより給食が食べられない場合も『学校給食中止依頼書』による手続きが必要となりますが、手続きいただくことで、主食（米飯・パン）・牛乳・おかずの区分でそれぞれ中止することができます、中止した区分の給食費は発生しません。

なお、献立の内容によって区分の変更はできないため、主食のうち「パンを食べずにごはんだけたべる。」「おかずのうち卵製品だけ食べない。」などの場合、その分だけ給食費を減額することはできません。

『学校給食中止依頼書』の様式は市ホームページに掲載しております。

市ホームページトップ → 「学校給食中止依頼書」で[検索](#)

～ 学校給食の食材費は皆さまからの学校給食費でまかなわれています ～
※食材費以外の経費（調理施設の維持管理、人件費等）は市費で運営されています。

【お問合せ先】豊中市教育委員会事務局 学校給食課 管理係
〒561-0891 豊中市走井3-27-1
TEL (06) 6152-9528 FAX (06) 4307-5610